

大 第 6 8 号  
平成 2 9 年 4 月 2 0 日

関係団体の長 様

千葉県環境生活部大気保全課長  
(公印省略)

自動車NOx・PM法及び千葉県環境保全条例に基づく届出について

日頃より、本県の環境行政について御協力いただき厚くお礼申し上げます。

千葉県環境保全条例に基づき、千葉県内の事業所において自動車（軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車を除く。）を30台以上使用している事業者は、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための事項を記載した計画書及び当該計画に係る各事業年度の実績を記載した報告書を千葉県知事宛てに提出する義務があります。

また、自動車NOx・PM法に基づく千葉県の対策地域内の事業所において自動車を30台以上使用している場合には、別途、同法に基づく計画書及び報告書を提出する必要があります。

つきましては、大変お手数をお掛けいたしますが、貴会会員に対する周知について御協力くださいますようお願い申し上げます。

【担当】

〒260-8667  
千葉市中央区市場町1-1  
千葉県環境生活部大気保全課  
自動車公害対策班  
TEL：043-223-3557

## 資料一覧

(資料1) 自動車環境管理計画書等 作成要領～はじめにお読みください～

(資料2) 書類の作成方法

(資料3) 提出書類確認用フローチャート

(資料4) 特定事業者非該当届 届出例 (任意様式)

# 自動車環境管理計画書等 作成要領 ～はじめにお読みください～

## 1. 提出する報告書等の確認

千葉県内で特定自動車を 30 台以上使用している事業者（以下「特定事業者」）は、千葉県環境保全条例に基づき、下記（1）の①～④を届出する必要があります。

特定自動車とは、自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が千葉県内の自動車であり、軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車（0、9 ナンバー）以外の自動車です。提出は法人単位であり、営業所や支店の単位で提出しないよう御注意ください。

また、自動車 NOx・PM 法で定められている千葉県内の対策地域で特定自動車を 30 台以上使用している事業者（運送業を除く。）は、併せて（2）の①、②の届出が必要です。（千葉県内の対策地域は P. 2 を御確認ください。）

### （1）千葉県環境保全条例に基づく届出

#### ①自動車環境管理計画書（5年に1度提出）

平成 28 年度～平成 32 年度の 5 か年計画書を提出してください。

※既に提出されている場合は必要ありません。

#### ②自動車環境管理実績報告書（毎年提出）

平成 28 年度の実績を記入した報告書を提出してください。

※全ての特定事業者が対象となります。

#### ③自動車環境管理者選任（解任）届出書（必要に応じて提出）

特定事業者は「自動車環境管理者」を選任することとなり、自動車環境管理者を選任又は解任したときは、60 日以内に届出書を提出してください。

なお、過去の提出状況が不明の場合は、新しく選任する方のみを届け出てください。

#### ④自動車環境管理計画書変更届出書（必要に応じて提出）

提出した自動車環境管理計画書の内容を変更したときは、60 日以内に変更後の計画書を添付した届出書を提出してください。

## (2) 自動車 NOx・PM 法に基づく届出

千葉県内の自動車 NOx・PM 法対策地域内において、特定自動車を 30 台以上使用している事業者（運送業を除く。）は、別途、次の①、②の届出が必要です。

### ①自動車使用管理計画書

平成 28 年度に計画書を提出していない事業者のみ提出してください。

### ②自動車使用管理状況報告書

平成 28 年度の実績を記載した報告書を提出してください。

※この計画書及び報告書は(1)の①自動車環境管理計画書、②自動車環境管理実績報告書(県内全域分)と内容が共通していることから、鑑(表紙)のみの提出で差し支えありません。

### 千葉県内の自動車 NOx・PM 法対策地域

野田市、流山市、柏市、我孫子市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、市川市、浦安市、船橋市、八千代市、習志野市、佐倉市、四街道市、千葉市、市原市



## 2. 様式の入手方法

以下の千葉県ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyokanri/kankyokanri.html>

記入に当たっては、別添の「書類の作成方法」またはホームページ上に掲載している「作成の手引き」を必ず御覧ください。

## 3. 報告書等の提出方法

電子申請・郵送・持参のうちいずれかの方法で提出をしてください。

〈電子申請〉 ちば電子申請サービスから提出(紙での提出は不要となりますので大変便利です。)

【千葉県ホームページ「ちば電子申請サービスについて」URL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/tetsuzuki/denshishinsei.html>

注：電子申請は「電子メール」とは異なります。

電子メールのみでの受付はできませんので御注意ください。

また、申請者IDの登録が必要となります。

〈郵送〉 提出部数2部。うち1部は受付印を押して返却しますので、規定料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【送付先】〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策班

〈持参〉 提出部数2部。うち1部は受付印を押して返却します。

千葉県庁 本庁舎3階大気保全課自動車公害対策班に持参してください。

持参または郵送により提出する場合は、様式の電子データ(Excel形式)もCD-R等の電子媒体または電子メール(car2@mz.pref.chiba.lg.jp)により提出してください。

なお、電子メールでデータを送付される際には、提出書類を何日に提出済み(または予定)なのかを明記してください。

## 4. 提出期限

### ①自動車環境管理計画書

新たに特定事業者となった場合は、特定事業者に該当することとなった日から90日以内に提出してください。

### ②自動車環境管理実績報告書

平成28年度の実績を記載したものを平成29年6月29日(水)までに提出してください。

### ③自動車使用管理計画書

P.2に記載している要件に該当する場合は平成29年6月30日(木)までに提出してください。

### ④自動車使用管理状況報告書

平成28年度の実績を記載した報告書を平成29年6月30日(木)までに提出してください。

## 書類の作成方法

下記の千葉県ホームページ大気保全課のページに計画等作成用のExcelファイルを掲載しています。計画書及び実績報告書は事業所数・車両台数の状況により選んで作成してください。

【県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務】

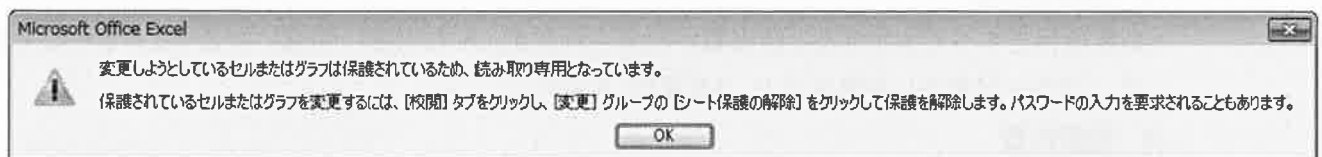
<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyokanri/kankyokanri.html>

この要領では、作成に当たって特に注意していただきたい点について説明しています。より詳細な内容の作成の手引きはホームページ上に掲載していますので必要に応じて御確認ください。

### ！入力上の注意点！

- ・セルの右上に赤い三角があるセルについては、カーソルを近づけると説明が表示されますので説明に従って入力してください。
- ・ファイルの中で水色のセルは入力が必要となっていますので必要な情報を入力してください。
- ・橙色のセルは必要に応じ入力してください。
- ・白色・黄色のセルは編集できません。(コピーもできませんので白色・黄色のセルは避けて行ってください。)
- ・前に提出したExcelファイルのデータをコピーして貼り付ける場合は、「形式を選択して貼り付け」により値のみを貼りつけてください。
- ・行の削除はできません。
- ・改造車等では、燃料や重量の変更により車検証に記入されているデータを入力してもエラーが発生する場合があります。その場合は大気保全課までお問い合わせください。

### ◎入力中に次のような警告が出た場合



この警告は、入力できない白色又は黄色のセルに入力や削除、貼り付け等をしようとしている場合に表示されます。複数のセルを選択して削除等をするときは、白色・黄色のセルを避けて行ってください。

# 1 環境保全条例に基づく届出

## (1) 自動車環境管理計画書について

記入していただくシートは「計画表紙」「計画事業所」「計画排出量」「計画代替」「計画措置」の5つです。「はじめに」「排出係数」「産業分類表」は参考用のシートです。

### ア 計画表紙

・業種番号の選択のみ産業分類表のシートを参照し入力してください。その他の項目は、表示される説明に従い入力してください。

### イ 計画事業所

・特定自動車の台数は「計画排出量」のシートに入力した内容が自動的に集計されます。  
・このシートに従業員数を入力すると、「計画表紙」のシートの従業員数に反映されます。

### ウ 計画排出量

・必要項目をすべて入力すると排出量が計算されます。入力内容に間違いがあるとエラーが発生します。(エラーが発生した場合はP. 3を御覧ください。)

### エ 計画代替

・「現状の台数」は、「計画排出量」で入力した内容が自動的に集計されます。  
・平成29年度～平成32年度の欄に、将来の車両の代替計画を入力してください。  
・今後使用予定の車両がどの区分に該当するか不明な場合はP. 4を御覧ください。

### オ 計画措置

・各項目について計画の有無を選択し、実施する内容の計画項目欄に○をつけてください。  
・その他の取組があれば「その他」欄に入力します。  
・独自の取組があればシートの一番下にある「特記事項」欄に入力してください

## (2) 自動車環境管理実績報告書について

記入していただくシートは「実績表紙」「実績事業所」「実績排出量」「実績代替」「実績措置」の5つです。「はじめに」「排出係数」は参考用のシートです。

### ア 実績表紙

・様式に間違いがないか確認してください。(誤って計画書の様式で作成しないようにしてください。)

### イ 実績事業所

・特定自動車の台数は「実績排出量」のシートに入力した内容が自動的に集計されます。  
・このシートに従業員数を入力すると、「実績表紙」のシートの従業員数に反映されます。

### ウ 実績排出量

・必要項目をすべて入力すると排出量が計算されます。入力内容に間違いがあるとエラーが発生します。(エラーが発生した場合はP. 3を御覧ください。)

### エ 実績代替

・「計画作成時の台数」は、自動車環境管理計画書の「現状の台数」を入力してください。  
・平成28年度の欄には代替した実績を入力します。  
・車両がどの区分に該当するか不明な場合はP. 4を御覧ください。

### オ 実績措置

・各項目について計画の有無を選択し、実施する内容の計画項目欄に○をつけてください。  
・その他の取組があれば「その他」欄に入力します。  
・独自の取組があればシートの一番下にある「特記事項」欄に入力してください



## 2 自動車NOx・PM法に基づく届出

### ・自動車使用管理計画書及び自動車使用管理状況報告書について

表紙のみを作成していただき、その他の内容部分は「自動車環境管理計画書」「自動車環境管理実績報告書」と共通として提出していただいて構いません。

届出の対象となるのは自動車NOx・PM法で定める対策地域内に使用の本拠を置く自動車です。

表紙には自動車NOx・PM法対策地域内の事業所における自動車の台数と従業員数を入力してください。

千葉県内の対策地域は野田市、流山市、柏市、我孫子市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、市川市、浦安市、船橋市、八千代市、習志野市、佐倉市、四街道市、千葉市、市原市です。

## ◎入力中にエラーが発生した場合

### 【エラー発生例】

#### 2 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量並びに当該排出量の目標

(目標年度:平成 32 年度)		事業所合計	1台当たり平均	走行距離(1km)当たり平均	
NOx排出量(kg)	実績	134.9	1.2	0.1	エラーがあります。再確認してください
	目標	100.0	-	-	
	削減率	25%	-	-	
PM排出量(kg)	実績	5.3	0.0	0.0	エラーがあります。再確認してください
	目標	4.0	-	-	
	削減率	23%	-	-	
CO <sub>2</sub> 排出量(t)	実績	179.3	1.5	0.2	
	目標	140.0	-	-	
	削減率	21%	-	-	

注)走行距離当たりの単位はNOx・PMは(g/km)・CO<sub>2</sub>は(kg/km)。

車両番号	ナンバープレート	初度登録年月			自動車の種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置		年間走行距離(km)	年間燃料給油量(D)	排出係数(A)			排出量				
		元号	年	月					NOx・PM低減	PM低減			NOx	PM	CO <sub>2</sub>	燃費	NOx(kg)	PM(kg)	CO <sub>2</sub> (t)	
1	1千重 400お	1	H	21	16	小型貨物車	DBF	1,500	ガソリン			2,760	403	エラー	エラー	エラー	6.8	エラー	エラー	エラー
2	1千重 300お	2	H	24	6	乗用車(軽乗用車)	DBA	1,875	天然ガス(CNG)			13,122	1,848	エラー	エラー	エラー	7.1	エラー	エラー	エラー
3	1千重 800お	110	H	15	3	特種車(乗用系)	KK	5,030	軽油	あり(H17あり)		188	40	エラー	0.055	エラー	4.7	エラー	0.1	エラー

エラー表示が出た車の型式からExcelファイル「排出係数」シートの「車種」「燃料」「重量」等の情報を確認してください。

排出係数一覧表(計算用)

「排出係数」シート 車種	燃料	重量	年度	型式	低排出ガスレベル	NOx排出係数	PM排出係数	CO <sub>2</sub> 排出係数
トラック・バス	ガソリン	1.7~2.5t	H17	DBF	新☆☆☆☆	0.0175	0	2.32
トラック・バス	ガソリン	2.5~3.5t	H17	DBF	新☆☆☆☆	0.0175	0	2.32
トラック・バス	LPG	1.7~2.5t	H17	DBF	新☆☆☆☆	0.0175	0	3.00
トラック・バス	LPG	2.5~3.5t	H17	DBF	新☆☆☆☆	0.0175	0	3.00
トラック・バス	軽油	3.5t~	H10.H11	KK		0.35	0.023	2.58
乗用車	ガソリン	全て	H17	DBA	新☆☆☆☆	0.0125	0	2.32
乗用車	LPG	全て	H17	DBA	新☆☆☆☆	0.0125	0	3.00

### 【エラーの原因】

- ・番号1 …型式DBFの車両ですが、車両総重量が一覧表の範囲(1.7~2.5t又は2.5t~3.5t)に当てはまらないため、エラーが出ています。
- ・番号2 …型式DBAの車両ですが、燃料が一覧表の範囲(ガソリン又はLPG)に当てはまらないため、エラーが出ています。  
改造等により一覧表の範囲外の燃料を使用している場合は大気保全課までお問い合わせください。
- ・番号3 …8ナンバー(特種自動車)で自動車の種類が「特種車(乗用系)」となっていますが、型式KKはトラック・バスの車両であるため「特種車(それ以外)」を選択しないとエラーが発生します。

※車検証上の情報が正しく入力されているにも関わらずエラーが表示される場合や、改造等による燃料や車両総重量の変更のためエラーが表示される場合は大気保全課までお問い合わせください。



# ◎車両の区分について

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
千葉	平成	平成	普通乗用	乗用	自家用	箱型 [001]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前軸重 後軸重 後軸重
型式	原動機の型式	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
DBA-00000		ガソリン				

車検証の「型式」欄のハイフンより前のアルファベットの記号(自動車排出ガス規制の識別記号)を確認することで判断できます。

上記の型式「DBA」の場合は【アルファベット3桁で「D」から始まるもの】であるため『新☆☆☆☆』です。

## 区分

ガソリン (※)	新☆☆☆ … アルファベット3桁で「C」又は「M」から始まるもの	
	新☆☆☆☆ … アルファベット3桁で「D」又は「R」から始まるもの	
	他 …………… 上記2つに該当しないもの	
軽油 (※)	新長期 …………… アルファベット3桁で下記2つ(新☆(新長期)・ポスト新長期)に該当しないもの	
	新☆(新長期) … アルファベット3桁で「N」又は「P」又は「B」から始まるもの	
	ポスト新長期 … アルファベット3桁で「L、F、M、R、S、T、Q」から始まるもの	
	他 …………… 上記3つに該当しないもの	

※ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車の場合は別の区分となります。  
車検証の備考欄で確認してください(型式DAA、DLA等)。

備考
【千葉】、継続検査 自動車重量税額 ¥24,600 平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了 平成22年度燃費基準50%向上達成車 【走行距離計表示値】260,900km(平成26年11月4日) 【旧走行距離計表示値】203,900km(平成24年11月8日)
ハイブリッド車 平成10年騒音規制車 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場

# 提出書類確認用フローチャート

資料 3

① 平成29年3月31日時点で県内において30台以上の自動車※を使用している。

※軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車(0,9 ナンバー)を除く

いいえ

はい

提出が必要なのは

「特定事業者非該当届」

(様式は作成の手引き P32 参照)

②自動車運送事業者または第二種貨物利用運送事業経営者である。

はい

いいえ

③自動車 NOx・PM 法対策地域※(以下「対策地域」)内で30台以上使用している。

③自動車 NOx・PM 法対策地域※(以下「対策地域」)内で30台以上使用している。

はい

いいえ

いいえ

はい

※対策地域は裏面を御確認ください。

提出が必要なのは

「自動車環境管理実績報告書」

(県内の自動車全てが対象)

提出が必要なのは(※1)

「自動車環境管理実績報告書」

(県内の自動車全て対象)

その他、運輸局に国土交通省の定める様式で、定期の報告等(対策地域内の自動車のみ対象)を提出してください。

提出が必要なのは(※2)

「自動車環境管理実績報告書」

(県内の自動車全て対象)

「自動車使用管理状況報告書」の鑑

(対策地域内の自動車のみ対象)

※1 平成28年度に「自動車環境管理計画書」を提出していない場合は、別途提出が必要です。

※2 平成28年度に「自動車環境管理計画書」及び「自動車使用管理状況報告書」を提出していない場合は、別途提出が必要です。

**注意！ 報告するデータは平成29年3月31日現在でお願いします。**

自動車環境管理実績報告書(及び自動車使用管理状況報告書)は平成29年3月31日現在のデータを記載します。よって、年度中に廃車した車両は対象外となります。

《自動車NOx・PM 法に基づく千葉県内の対策地域の範囲》

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、  
流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市



○特定事業者非該当届  
様式は任意ですので例を参考に提出してください。

## 届出例（任意様式）

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

## 特定事業者非該当届

住所 千葉市中央区市場町 1 - 1  
届出者  
氏名 □□□□株式会社  
○○ ○○ 印

千葉県内において使用する特定自動車の台数が 30 台未満になりましたので、千葉県環境保全条例第 55 条の 2 の規定による特定事業者には該当しない旨届出いたします。

## 1 千葉県内における主たる事業所

事業所名 本社  
所在地 千葉市中央区市場町 1 - 1

## 2 担当者氏名及び連絡先

所属 △△部□□課  
氏名 ○○ ○○  
電話 043-\*\*\*-\*\*\*\*  
E-mail \*\*\*@\*\*\*\*.com

